

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	子職経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和4年04月01日	令和4年度ファミリーサポート事業に係る委託	31,518,000		31,518,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和4年04月01日	令和4年度放課後ほっと広場事業の委託	82,834,964		82,834,964	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和4年04月01日	令和4年度京都市児童館事業(民設児童館)の委託	869,572,458		869,572,458	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 他34件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和4年04月01日	令和4年度児童館・学童保育所職員研修の委託	14,771,000		14,771,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
005	令和4年04月01日	令和4年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託	予定総額 97,540,000		97,540,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和4年04月01日	令和4年度学童クラブ事業(民設学童保育所)の委託	47,787,560		47,787,560	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人信愛保育園他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和4年04月01日	令和4年度地域若者サポートステーション事業委託	6,660,000		6,660,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益財団法人京都市ユースサービス協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和4年08月09日	「令和5年京都市はちを祝う記念式典」の運営業務委託	19,300,000		19,300,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	株式会社固広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
009	令和4年04月01日	令和4年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託	221,468,000		221,468,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人積慶園 他37件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和4年04月01日	令和4年度あつまれ!京(みやこ)わくわくのトピラ情報提供業務委託	7,865,000		7,865,000	子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室	株式会社 I T P	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
011	令和4年04月01日	京都市桃陽病院給食調理等業務委託	28,776,000		28,776,000	子ども若者はぐくみ局 桃陽病院	(株)ニチダン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
012	令和4年04月01日	令和4年度桃陽病院医薬品(インチュニブ錠1mg 他)	予定総額 9,337,856		9,337,856	子ども若者はぐくみ局 桃陽病院	株式会社メディセオ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
013	令和4年04月01日	京都市妊産婦健康診査実施の委託	予定総額 802,919,000		802,919,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人京都府医師会 他4件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
014	令和4年04月01日	京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務の委託	予定総額 16,976,455		16,976,455	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和4年04月01日	京都市スマイルママ・ホット事業委託	予定総額 34,705,000		34,705,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	医療法人仁愛会川村産婦人科 他26件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
016	令和4年04月01日	京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託	予定総額 10,497,000		10,497,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人京都福祉サービス協会 他1件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
017	令和4年04月01日	京都版ブックスタート事業委託	予定総額 10,874,000		10,874,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	京都府書店商業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018	令和4年04月01日	京都市新生児聴覚検査実施の委託	予定総額 25,546,000		25,546,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人 京都府医師会 他3件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
019	令和4年04月01日	京都市子育て支援短期利用事業委託	予定総額 42,826,000		42,826,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人 積慶園 他14件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020	令和4年04月01日	福祉医療オンラインシステム端末機器等運用保守	8,970,720		8,970,720	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	福祉医療オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
021	令和4年04月01日	児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金等業務委託	599,413,320		599,413,320	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社パソナ パソナ・京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有
022	令和4年04月01日	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)における申請書の受付等に係る業務委託(令和4年度業務実施分)	11,858,000		11,858,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社パソナ パソナ・京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
023	令和4年09月30日	自治体システム標準化への移行に係る児童手当システム影響度調査業務	10,434,600		10,434,600	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
024	令和4年04月01日	京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託	上限 7,000,000		7,000,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	IKTS債権管理回収等業務受託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
025	令和4年04月01日	母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務	7,102,920		7,102,920	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	富士通Japan株式会社 京都支社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	子職経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
026	令和4年06月01日	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る専用窓口運営業務委託	19,910,000		19,910,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社パソナ パソナ・京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和4年09月30日	自治体システム標準化への移行に係る児童扶養手当システム影響度調査業務委託	10,602,900		10,602,900	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和4年04月01日	令和4年度京都市保育人材確保事業	13,240,000		13,240,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
029	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	12,031,000	予定総額	12,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	医療法人 六合会診療所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
030	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	29,831,000	予定総額	29,831,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	医療法人財団今井会 足立病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
031	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	9,031,000	予定総額	9,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	地方独立行政法人京都市立病院機構	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
032	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	10,031,000	予定総額	10,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	京都第一赤十字病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	16,031,000	予定総額	16,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	13,031,000	予定総額	13,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	医療法人 林小児科循環器科	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	10,031,000	予定総額	10,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	17,031,000	予定総額	17,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	山内医院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
037	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	10,031,000	予定総額	10,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	特定医療法人桃仁会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
038	令和4年04月01日	令和4年度京都市病児・病後児保育事業	11,031,000	予定総額	11,031,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039	令和4年04月01日	令和4年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託	12,782,407		12,782,407	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040	令和4年04月01日	京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託（令和4年度）	22,768,460		22,768,460	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	令和4年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041	令和4年04月01日	令和4年度幼児教育・保育無償化システム保守運用業務	8,965,000		8,965,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	アライドテレンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和4年04月01日	令和4年度電子申請連携システム保守運用業務	5,203,000		5,203,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	アライドテレンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043	令和4年04月01日	令和4～5年度 幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務	182,461,400		182,461,400	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	アライドテレンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
044	令和4年04月01日	令和4年度京都市私立幼稚園PTA連合会家庭教育セミナー委託事業	6,994,000		6,994,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	京都市私立幼稚園PTA連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度ファミリーサポート事業に係る委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町2番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
31,518,000円
- 7 契約内容
京都市ファミリーサポート事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域における育児の援助活動の推進を目的とした事業の委託であり、契約内容が専門性及び継続性を要するものであり、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、日頃から児童館・学童クラブ事業など児童福祉に深い関わりを有し、市内全域において事業を展開しており、また事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を有している。
京都市ファミリーサポート事業については、平成14年度ファミリーサポートセンターの設立当初から事業を受託しているが、専門的な知識のあるアドバイザーを配置し、会員の登録、講習会の開催、会員同士の相互援助活動の調整などを行っており、長年の事業実績に基づいた経験により、会員からの多岐にわたる依頼内容や緊急性のある依頼内容に対応することが可能となっている。また、公益社団法人京都市児童館学童連盟は、各児童館の連絡調整機関として大きな役割を果たして

いるが、平成19年度からは市内全域において指定された児童館にファミリーサポートセンターの支部を設置して本部と連携して地域における子育て支援を推進している。

以上のことから京都市ファミリーサポート事業は専門性を有し、安定的な事業運営を行うためには大幅な事業内容の変更を行うことが困難であり、価格競争になじまないため、公益社団法人京都市児童館学童連盟を引き続き委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度放課後ほっと広場事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
京都市学童保育所管理委員会
- 6 契約金額（税込み）
82,834,964円
- 7 契約内容
放課後ほっと広場事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
放課後ほっと広場において実施する放課後児童健全育成事業は、昼間留守家庭となる小学校児童を対象として放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない。
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
869,572,458円
- 7 契約内容
京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の児童館においては、18歳未満の児童の健全育成を図ることを目的とした児童館事業と昼間留守になる家庭の小学校児童に対して放課後の安全な居場所を提供する学童クラブ事業を施設的に一元化して行うことを基本としている。
事業の実施に際しては、①児童の健全育成に深い理解を持つこと、②地域や学校、各区役所・支所子どもはぐくみ室等との密接な関係を築き、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館である必要がある。
よって、当該契約については、児童館という児童厚生施設を所有していることのみならず、事業に対する専門性が求められるため、性質及び目的が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
各委託先は、児童館という児童厚生施設を有しているのみならず、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。

委託先一覧(民設)2(並記ver)

①法人名	③法人住所	④施設名
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	南大内児童館
社会福祉法人 京都社会福祉協会	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2号	新林児童館 福西児童館 桂坂児童館 城南児童館
社会福祉法人 柘野保育園	京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地の2	柘野児童館
社会福祉法人 京都保育センター	京都市北区大將軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館
社会福祉法人 西陣会	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2	西陣児童館
宗教法人 日本基督教団京都教会	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	同心児童館
社会福祉法人 平松の会	京都市左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館
社会福祉法人 六満学園	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	洛中児童館
社会福祉法人 大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	大宅児童館
社会福祉法人 常盤福祉会	京都市山科区東野南井上町9番地の2	山階南児童館
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	下京ひかり児童館
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市中京区河原町通り三条上ノ下丸屋町423番地	希望の家児童館
社会福祉法人 清和園	京都市南区久世川原町79番地	祥栄児童館
社会福祉法人 向上社	京都市右京区西院北矢掛町22番地	向上社児童館
社会福祉法人 上総福祉会	京都市北区小山上総町7番地	大原野児童館
社会福祉法人 つみき福祉会	京都市西京区松室荒堀町126番地	つみき児童館
社会福祉法人 桂朝日福祉会	京都市西京区桂北滝川町30番地	桂東児童館
社会福祉法人 桂・川島児童センター	京都市西京区川島栗田町40番地の4	桂児童館
池田児童館運営委員会	京都市伏見区醍醐池田町4番地	池田児童館
社会福祉法人 白菊福祉会	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	白菊児童館
うずらの里児童館運営委員会	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館
社会福祉法人 美樹和会	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	みぎわ児童館
社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館

委託先一覧(民設)2(並記ver)

①法人名	③法人住所	④施設名
桃の里児童館運営委員会	京都市伏見区淀際目町555番地	桃の里児童館
一般社団法人京都市ひとり親家庭福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内	下鳥羽児童館
社会福祉法人 健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	ももやま児童館
社会福祉法人 醍醐福祉会	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13	中山児童館
社会福祉法人 大五京	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	衣笠児童館
社会福祉法人 京都福祉サービス協会	京都市中京区壬生御所ノ内町39番5	塔南の園児童館
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町17番地	松陽児童館
社会福祉法人 妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	みょうしゅう児童館
社会福祉法人 深草福祉会	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	ふかくさ輝っず児童館
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	うたの・ひこばえ児童館
社会福祉法人 鏡陵福祉会	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	陵ヶ岡児童館
一元化民設計 34団体		37児童館

①法人名	③法人住所	④施設名
宗教法人 だん王法林寺	京都市左京区川端通三条上ル法林寺門前町36番地	だん王児童館
単独民設計 1団体		1児童館

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度児童館・学童保育所職員研修の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町2番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
14,771,000円
- 7 契約内容
京都市学童クラブ事業における職員研修事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、本市が児童館・学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所職員を対象としており、実施にあたっては、児童館・学童クラブ事業の内容を十分に理解していることが求められるとともに、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び研修に関する調査研究等が必要となる。よって、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、委託契約を随意契約で行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成され、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、上記の点に鑑み、委託を行うものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）97,540,000円
- 7 契約内容
京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所等を対象としており、実施に当たっては、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整が必要不可欠である。
障害のある児童の介助者要請及び派遣は、専門的な知識と技術を要し、価格競争だけでは実施できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、上記の点に鑑み委託を行う。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号
 - ①京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20
社会福祉法人信愛保育園
 - ②京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553-5
社会福祉法人小松谷福祉会
 - ③京都市伏見区桃山町大島38-110
社会福祉法人美樹和会
- 6 契約金額（税込み）
47,787,560円
- 7 契約内容
学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学童保育所における学童クラブ事業は、昼間留守になる家庭の小学校児童に対して、放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない。

よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度地域若者サポートステーション事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市中央青少年活動センター内
公益財団法人京都市ユースサービス協会
- 6 契約金額（税込み）
6,660,000円
- 7 契約内容
相談支援事業、職業ふれあい事業及びジョブトレーニングの実施、保護者を対象とした事業、広報事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域若者サポートステーション事業は、厚生労働省の仕様書において、地域若者サポートステーション事業の一環として、地域の実情に応じた措置を講じることが地方公共団体の役割とされている。本事業を効率的かつ効果的に実施するためには、国及び地方公共団体からの委託事業を一体的に運営できること、また若年無業者の職業的自立支援に関する実績があることが必要である。したがって、本事業実施の委託については、その性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-（1）-ウに基づき、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業については、平成18年度以降、公益財団法人京都市ユースサービス協会が、国（厚生労働省京都労働局）から受託し、「京都若者サポートステーション」を開設して実施しており、令和3年度においても国から事業者として選定され、受託することが決定していたため、本業務の委託先を公益財団法人京都市ユースサービス協会とした。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年京都市はたちを祝う記念式典の運營業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年8月9日
- 4 履行期間
令和4年8月9日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）
19,300,000円
- 7 契約内容
「令和5年京都市はたちを祝う記念式典」開催に伴う事前準備から当日運営までを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
厳粛な式典を円滑かつ安全に進めるため、当日の進行管理、参加者の誘導、映像・音響・照明・設営業者との企画調整に関して、経験豊かなスタッフによる的確で迅速な判断及び指示が不可欠である。また、式典の趣旨を十分理解し、式典参加者にとって心が温まる式典にするためには、柔軟な発想や優れた企画力を有することが重要となるため、公募型プロポーザル方式による企画競争（価格以外の要素における競争）で、受託事業者を選定するもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、プロポーザルによる提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定会議において審査した結果、合計得点が1位であり、総合的に他の提案者よりも優秀であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
221,468,000円
- 7 契約内容
特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約内容が地域における子育て支援に関する事業の委託であり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱第2条に基づき、従来からの地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められるため。
- 11 その他

令和4年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託先一覧

NO	運営団体(委託先)			拠点施設
	種別	名称	住所	施設名称
1	社会福祉法人	積慶園	京都市西京区榎原角田町1-42	ほっこりスペース
2	社会福祉法人	眞友福祉会	京都市伏見区石田桜木町3	桜木ふれ愛の家
3	社会福祉法人	大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69-5	きつずるーむ おおやけ
4	特定非営利活動法人	西賀茂プレイセンターFKC	京都市北区西賀茂北山ノ森町8	西賀茂プレイセンターFKC
5	医療法人財団	今井会足立病院	京都市中京区間之町通押小路 upper 鍵屋町481	足立病院マミーズスクエア
6	任意団体	まちの縁側「とねりこの家」運営委員会	京都市上京区一条通新町西入元真如堂町370	まちの縁側「とねりこの家」
7	社会福祉法人	京都老人福祉協会	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	稲荷の家 ほっこり
8	医療法人	医療法人社団 中部産婦人科医院	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44	中部はすの実ひろば
9	任意団体	「ハートの家族」運営委員会	京都市伏見区羽束師菱川町555-29	ハートの家族
10	特定非営利活動法人	チャイルドライン京都	京都市山科区御陵久保町52-24 2階	格致つどいの広場
11	特定非営利活動法人	山科醍醐こどものひろば	京都市山科区音羽伊勢宿町33番地77	げんきスポット0-3(ゼロさん)
12	特定非営利活動法人	夢いろ	京都市右京区花園土堂町14-4	ぱれっとひろば
13	宗教法人	随林寺	京都市南区西九条東島町21	随林寺つどいの広場
14	一般社団法人	京都市ひとり親家庭福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	ほっこりはあと出町
15	任意団体	どんぐり広場子育て支援事業運営委員会	京都市左京区新間之町二条下ル頭町351	どんぐり広場

令和4年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託先一覧

16	特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	いっぽ
17	特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	ま〜ぶりんぐ
18	任意団体	大原自治連合会	京都市左京区大原大長瀬町179 大原公民館内	つどいの広場 ピーちくぱーちく
19	社会福祉法人	宏量福祉会	京都市右京区山ノ内宮脇町9-2	ひだまり・ホット・みやこ
20	公益社団法人	京都市児童館学童連盟	京都市南区東九条東山王町27 元山王小学校 北校舎2階	のこちゃん広場
21	社会福祉法人	光寿福祉会	京都市山科区安朱北屋敷町9	安朱つどいの広場 おじぞうさん
22	社会福祉法人	上総福祉会	京都市北区小山上総町7	上総つどいの広場 すずらんど
23	社会福祉法人	京都老人福祉協会	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	墨染つどいの広場 ほっこり
24	社会福祉法人	浄正寺福祉会	京都市下京区七条御所ノ内南町66	フレンドリーハウス西八条
25	任意団体	おひさまルーム子育て支援事業運営委員会	京都市上京区千本通百万遍町89 ツナムラ整体2階	おひさまルーム
26	社会福祉法人	妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15-2	八瀬わらべっ子広場
27	任意団体	福祉あんしん京北ネットワーク協議会	京都市右京区京北周山町 上寺田1-1 京北合同庁舎3階	京北にこにこ広場
28	社会福祉法人	志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1-7	はなぶさつどいの広場 スマイル
29	任意団体	かしの木子育て支援事業運営委員会	京都市北区紫野上築山町1-3	かしの木
30	社会福祉法人	健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	嵯峨ひかり広場
31	特定非営利活動法人	FaSoLabo京都	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階	びいちゃん

令和4年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託先一覧

32	社会福祉法人	カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町22	金閣つどいの広場 ひまわり
33	社会福祉法人	積慶園	京都市西京区榎原角田町1-42	バンブーホーム
34	特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	びおと〜ぷ
35	一般社団法人	Be Better	京都市上京区竹屋町通日暮東入藁屋町535-125	つどいの広場 Be be(ペベ)
36	社会福祉法人	小松谷福祉会	京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553	ありんこ広場
37	社会福祉法人	迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町109	下鴨つどいの広場 こがも
38	特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	つどいの広場わくわく

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ情報提供業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社 I T P 代表取締役 喜田 眞司
- 6 契約金額（税込み）
7,865,000円
- 7 契約内容
「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」情報提供等業務委託業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラは、企業や大学、博物館、神社仏閣、NPO法人などの協力により学校休業日に子どもたちの豊かな学びと育ちの場を提供する事業であり、多くの子どもたちあるいは親子に参加を促進する情報提供業務が重要である。この業務の目的を効果的に達成するためには、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって業務を実施する契約の相手方を選定する必要があり、また、本事業では広告を掲載し、効果的に経費節減を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ情報提供業務の委託における契約の相手方の選定に当たり、令和3年度にプロポーザル方式による選定を行った。結果、基準を満たした上記事業者を契

約の相手方に選定した。

当プロポーザルにおける委託の有効期間については、受託者の「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」事業に関する理解や習熟度等の観点からあまりに短いと効率的であるとは言えず、また、長いと受託者の技術向上等の意欲が失われる可能性等も出てくることから、年度単位を基本として業務の履行状況等を見ながら、5年以内を契約更新期間の目安とする。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名 京都市桃陽病院給食調理等業務委託
- 2 担当所属名 子ども若者はぐくみ局 桃陽病院
- 3 契約締結日 令和4年4月1日
- 4 履行期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市阿倍野区阪南町5丁目3番5号
株式会社 ニチダン
- 6 契約金額（税込み）
28,776,000円
- 7 契約内容
医療法及び入院時食事療養に基づく病院入院患者への給食調理等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当院では、アレルギー・心身症の入院患者の割合が高いことから、アレルギー食材除去、カロリー制限、好き嫌い対応等、治療の一環としての食事の提供にきめ細かな対応が必要である。安心・安全な食事を提供するため、質の高い衛生管理はもとより、これらの能力にも優れている者を選択して契約するには、価格以外に調理業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の取組、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要があるため、委託業者については、公募型プロポーザルによる選考方法により選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名 令和4年度桃陽病院医薬品 インチュニブ錠1mg 他
- 2 担当所属名 子ども若者はぐくみ局 桃陽病院
- 3 契約締結日 令和4年4月1日
- 4 履行期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社 メディセオ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 9,337,856円
- 7 契約内容
桃陽病院外来・入院に係る医薬品
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（1）医薬品の基準価格（薬価）は、厚生労働省が定める診療報酬基準に基づいており、この薬価が公表されるのは3月中旬であり、契約課への入札依頼時には、本市・業者ともに価格の設定ができない（なお、基準改正は、毎年実施）。
（2）医薬品の中には調達できる業者が限定されるものがあり、1社で全てこの項目を調達することができないため、1品目ごとの価格競争で決定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市妊産婦健康診査実施の委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

- ・京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- ・大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号
一般社団法人大阪府医師会
- ・滋賀県栗東市糺1-10-7
一般社団法人滋賀県医師会
- ・兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1-11
一般社団法人兵庫県医師会
- ・京都市中京区西ノ京南両町33-1
公益社団法人京都府助産師会

6 契約金額（税込み）

802,919,000円（予定総額）

7 契約内容

本市が妊産婦健康診査受診券を発行した者に対し、妊産婦健康診査を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

妊産婦健康診査は、医療機関及び助産所においてのみ実施可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関及び助産所は、一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会及び公益社団法人京都府助産師会のみであるため委託先として選定し、医師会の会員医療機関及び助産師会の会員助産所で事業を実施するものである。

また、京都府に隣接する滋賀県、大阪府及び兵庫県の医療機関においても、多くの京都市民が妊産婦健康診査を受診するため、同様の理由から一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人兵庫県医師会についても委託先として選定する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

「8 随意契約の理由」の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
16,976,455円（予定総額）
- 7 契約内容
本市の妊産婦健康診査について、診査費の審査支払事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
妊産婦健康診査費の審査支払事務は、毎月、医療機関からの診療報酬請求書、診療報酬明細書を取りまとめ、当該書類の審査及び国民健康保険等の医療保険者からの診療報酬明細書の審査支払業務を受託している京都府国民健康保険団体連合会においてのみ実施可能である。
また、当該団体は妊産婦健康診査の審査支払事務等に習熟し、知識及び経験が豊富であることから委託先として選定する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「8 随意契約の理由」の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市スマイルママ・ホッと事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ・京都市左京区下鴨高木町40番地
医療法人仁愛会川村産婦人科
 - ・京都市左京区下鴨泉川町62
森産婦人科医院
 - ・京都市左京区北白川山ノ元町47
一般財団法人 日本バプテスト連盟医療団 日本バプテスト病院
 - ・京都市中京区間之町通押小路上る鍵屋町481
医療法人財団今井会 足立病院
 - ・京都市中京区壬生東高田町1番地の2
地方独立行政法人 京都市立病院機構 京都市立病院
 - ・京都市右京区太秦土本町2番1
公益社団法人京都保健会 京都民医連中央病院
 - ・京都市山科区音羽珍事町2番地
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院
 - ・京都市下京区万寿寺通烏丸西入御供石町357
医療法人種田産婦人科
 - ・京都市下京区西七条市部町132番地
南部産婦人科医院
 - ・京都市下京区西洞院通松原下ル永倉町558
医療法人社団美友会 産科・婦人科松本クリニック
 - ・京都市南区四ツ塚町1番地
医療法人財団今井会足立病院 第二足立病院
 - ・京都市南区唐橋平垣町68
島岡医院
 - ・京都市右京区太秦垂箕山町13番地3
医療法人柏木産婦人科

- ・京都市西京区上桂宮ノ後町6－8
医療法人倅生会 身原病院
- ・京都市西京区桂御所町1番地
三菱京都病院
- ・京都市西京区山田平尾町17番地
社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院
- ・京都市伏見区銀座町2丁目342
医療法人藤田産科婦人科医院
- ・京都市伏見区醍醐高畑町30-15
醍醐渡辺クリニック
- ・京都府向日市寺戸町七ノ坪170番地
医療法人社団ハシイ産婦人科
- ・京都市山科区安朱中小路町28番1
まこと助産院
- ・京都市南区久世上久世町687-2
桶谷助産院
- ・京都市北区紫野上柳町11番地2
あいあい助産院
- ・京都市下京区塩屋町188番地
ONE DROP baby.mamSHIJO
- ・京都市伏見区久我本町5-12
ふじわら助産院
- ・京都市左京区聖護院川原町12-7
出張さんばステーション聖護院 海（まある）助産所
- ・京都市上京区東堀川通り丸太町上る六丁目210-1
ひまわり助産院
- ・京都市西京区檜原前田町1-20
社会福祉法人 乳児院 積慶園

6 契約金額（税込み）

34,705,000円（予定総額）

7 契約内容

京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱に基づき、事業を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

産後の体調不良、又は育児に不安があり、かつ家族から母子への支援が受けられない方への支援を京都市内の全地域の医療機関等で提供する必要がある。

そのため、本市から行った医療機関等への受託希望調査において、本市と委託契約を締結したい旨を申し出たもののうち、要綱第2条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしている。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

京都市スマイルママ・ホッと事業は、産後の母親が身近な地域で安心して育児を開始できることを考慮し、京都市内の全地域で実施できる体制が望ましい。委託医療機関等は、本市が実施した医療機関等への受託希望調査において、本市と委託契約を締結したい旨を申し出たものであり、委託先として選定するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ・京都市中京区壬生御所ノ内町39番地5
社会福祉法人 京都福祉サービス協会
 - ・京都市右京区京北上中町宮ノ下22
訪問介護事業所 豊和園
- 6 契約金額（税込み）
10,497,000円（予定総額）
- 7 契約内容
京都市育児支援ヘルパー派遣事業実施要領に基づき、事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
養育者である母親の産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により養育支援が必要な状態にある家庭に対する家事や育児の支援は、産前産後の母親の身体的・精神的特性や乳幼児の健やかな発育をはじめとする母子保健に関する専門的知識を十分に理解し、家事や育児の援助及びそれに伴う適切な助言を適切に実施できるホームヘルパーにより、継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならないことから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
社会福祉法人京都福祉サービス協会は、市内全域をエリアとして、従来から介護保険法及び障害者自立支援法に基づくホームヘルプサービスや、本市独自の法定外のホームヘルプサービスに取り組んできた。本事業の実施に関しても、市内全域を対象とした多数の登録ヘルパーを確保し、専門的・体系的な研修を行うなど、安定した事業実施が見込める事業者は、社会福祉法人京都福祉サー

ビス協会（京北地域は対象外）の他にない。

また、京北地域をエリアとしている事業所は市内に2事業所（訪問介護事業所豊和園及びホームヘルパーステーションさくら）しかなく、ホームヘルパーステーションさくらは、そのサービス供給体制の制約により新たな事業を受託する余裕がない状態にある。残る1箇所の訪問介護事業所豊和園は、地元京北地域において、長らく介護保険法及び障害者自立支援法によるホームヘルプサービス事業実施の実績を有する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都版ブックスタート事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区二条通河原町東入ル樋ノ口町457
京都府書店商業組合
- 6 契約金額（税込み）
10,874,000円（予定総額）

7 契約内容

- ・読み聞かせスタートパックの制作
- ・市内各書店におけるブックスタートコーナーの設置

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、全ての8箇月児健診対象者に絵本を配布するため、市内全域において、均しく質の高いサービスが提供される必要がある。

また、地域全体で子育てを支援し、地域との関わりの中で、絵本の読み聞かせを通した子どもを育む取組として実施するため、契約相手方は以下の全ての要件を満たすことを要する。

- (1) ブックスタートコーナーを有する書店が全行政区に存在すること。
- (2) 市内全域において、絵本の読み聞かせに関する情報を共有できるネットワークを有していること。
- (3) ブックスタートコーナーにおいて、読み聞かせに関する知識が豊富な職員がアドバイスすることができること。

京都府書店商業組合は、京都市内の全ての行政区において、加入書店を有し、各行政区に所在する各書店は、京都府書店商業組合を介して、絵本に限らず書籍に関する様々な情報を共有している。

また、加入書店の一部では、既に独自のブックスタートコーナーを設置しており、絵本の読み聞かせに関する知識が豊富な職員を有している。各書店は、京都府書店商業組合のネットワークを通じて、絵本の読み聞かせに関する研修を実施し、各書店の垣根を越えて、職員の技術を高めることを可能としている。

さらに、現在市内に出店している書店事業者において、全行政区に書店を有する事業者は京都府

書店商業組合以外存在せず、書店事業者に本事業の実施を委託することはできない（市内で最多の店舗数を有する大垣書店においても、上京区と東山区には店舗を有しない。）。一方、京都府書店商業組合は、京都府下を管轄する唯一の商工組合であり（商工組合は、中小企業団体の組織に関する法律第9条に基づき、各都道府県に設置されている。）当該組合を除いて市内を管轄する商工組合は存在しない。

以上から、要件を全て満たしているのは、京都府書店商業組合のみであり、当該組合と随意契約により業務を委託する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

「8 随意契約の理由」の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新生児聴覚検査実施の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ・京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
 - ・大阪府大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号
一般社団法人 大阪府医師会
 - ・滋賀県栗東市糺1-10-7
一般社団法人滋賀県医師会
 - ・兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1-11
一般社団法人兵庫県医師会
- 6 契約金額（税込み）
25,546,000円（予定総額）
- 7 契約内容
京都市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱に基づき、新生児聴覚検査を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新生児聴覚検査は、医療機関及び助産所においてのみ実施可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関は、一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会のみであるため委託先として選定し、医師会の会員医療機関において事業を実施するものである。

また、京都府に隣接する滋賀県、大阪府及び兵庫県の医療機関においても、多くの京都市民が新生児聴覚検査を受診するため、同様の理由から一般社団法人大阪府医師会、一般社団法人滋賀県医師会及び一般社団法人兵庫県医師会についても委託先として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

「8 随意契約の理由」の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市子育て支援短期利用事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）42,826,000円
- 7 契約内容
子育て支援短期利用事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、京都市子育て支援短期利用事業実施要綱第1条及び第5条のとおり、家庭において一時的に養育困難となった児童を児童福祉施設等で一定期間養育するものであり、委託先が限定されており、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
市内に所在する施設の中から、児童の受入態勢及び事業効果を考慮して選定
- 11 その他

(ショートステイ・トワイライトステイ委託先)

委託先	事業実施箇所
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区榎原角田町1-4-2 児童養護施設 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町2-4-9 平安徳義会養護園
社会福祉法人 平安養育院	京都市東山区新橋通大和東入三丁目林下町4-0-3 児童養護施設 平安養育院
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町5-1-28 児童養護施設 つばさ園
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町2-2 児童養護施設 京都聖嬰会
社会福祉法人 衆善会	京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町7-0-4 児童養護施設 和敬学園
社会福祉法人 迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町1-0-9 児童養護施設 迦陵園
社会福祉法人 京都府社会福祉事業団	京都市伏見区桃山町遠山5-0 児童養護施設 桃山学園
社会福祉法人 福朗	京都市山科区大塚南溝町2-4-2 母子生活支援施設 ヴェインテ
社会福祉法人 宏量福社会	京都市右京区山ノ内宮脇町9 母子生活支援施設 野菊荘
一般社団法人 GreenHand	京都市南区久世大藪町4-1-3-9 自立援助ホーム Milestone
一般社団法人 merry attic	京都市深草野手町1-1-11 メリーアティック ボンド

(ショートステイ事業委託先)

委託先	事業実施箇所
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区榎原前田町1-2-0 乳児院 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町2-4-9 平安徳義会乳児院

(トワイライトステイ委託先)

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 本願寺社会福祉事業センター	京都市右京区太秦安井二条裏町1-5 母子生活支援施設 本願寺ウィスタリアガーデン

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
福祉医療オンラインシステム端末機器等運用保守
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
福祉医療オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム
東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,970,720円
- 7 契約内容
各区役所・支所、京北出張所、神川出張所、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課及び同課分室における福祉医療オンライン端末の保守経費
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
賃貸借契約の対象となる端末その他付属機器は、既存の機器設備及びオンラインシステムの一部として稼働させるものであり、必要なソフトウェア、機器の把握及び設置には既存のシステムについての十分な知識及び技術が必要となる。また、機器障害発生時の責任区分を明確にするためにも、既存の機器設備及びオンラインシステムを保守している業者と契約する必要がある。従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
福祉業務オンラインシステムの各種機能は、ホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」という。）から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければ、システ

ムの安定稼動に支障が生じる。システムの安定稼動を確保し、また、機器の障害時には機器の交換を含めた即時の対応を行うことが必要であることから、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守契約を締結する必要があるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金等業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筭町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
599,413,320円（各年度199,804,440円）
- 7 契約内容
業務効率化と市民サービスの向上を目的として、京都市における児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金に係る業務を一箇所に集約し、不妊治療費助成及び小児医療給付に係るデータ入力業務とあわせて委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託業務は高度な知識を要するものであり、更に個人情報を取り扱うため極めて強い守秘義務が要求されることから、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により公募したところ、民間事業者2者から参加の表明があり、そのうち上記契約の相手方である1者から企画提案書の提出があった。
受託候補者選定会議を令和4年1月24日（月）に開催し、提案者によるプレゼンテーション及び提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づく提案内容の審査を行った結果、当該事業者が最低選定基準を満たしたことから、委託契約先として選定した。
なお、選定基準の作成にあたっては、選定手続の透明性、公正性及び適正性を高めるため、外部有識者2名に意見聴取を実施している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）における申請書の受付等に係る業務委託（令和4年度業務実施分）

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通四条上ル筈町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都

6 契約金額（税込み）

11,858,000円

7 契約内容

「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）」に係る申請書等の受付や電話応対等の業務が令和4年度も引き続き必要なことから、これらの業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、児童手当（特例給付を除く）の受給者等に対して給付を行うものであり、児童手当の認定基準、認定状況及び変更事項等について逐一把握する必要がある。

本事業の令和3年度業務実施分及び児童手当の業務を上記契約の相手方に委託しており、可能な限り早期に対象者への給付を行うという本事業の趣旨の観点から、他事業者では受託が困難であり円滑な運営が実施できないことから、競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化への移行に係る児童手当システム影響度調査業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年9月30日
- 4 履行期間
令和4年10月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,434,600円
- 7 契約内容
厚生労働省により令和4年8月に公表された児童手当システム標準仕様書について、本市の現行児童手当システムとの相違点を分析するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
既存の児童手当システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものである。
自治体システム標準化への移行に係る影響度を詳細かつ適切に調査するためには、本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社のみにて特定される。そのため他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により日本電気株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区二条通河原町東入北側 京都書店会館3階
I K T S 債権管理回収等業務受託コンソーシアム
- 6 契約金額（税込み）
（上限）7,000,000円
※出来高払い
- 7 契約内容
償還金の債権管理回収業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

償還金は、母子家庭等に貸し付けた債権であるという性質上、本業務の実施にあたっては、単に催告するだけではなく、相手方の経済状況等を踏まえつつ相談を行う等、きめ細やかな対応が求められる。

したがって、本業務の目的を効果的かつ効率的に実施するには、価格だけでなく、その実施方針や実施方法等も考慮したうえで、選定する必要があることから、本業務の委託は令和元年度にプロポーザル方式による業者選定を行い、実施方針、催告の方法等、総合的に高く評価されたことから、令和2年度に前記5の業者と契約を締結した。

本業務実施に際しては、滞納者とのやり取りを通じて信頼関係を構築していくことが不可欠であり、特に債務者との交渉中に業者が変わった場合、当該債務者との信頼関係が瓦解する可能性があることから、一定期間同一の業者に実施させることが望ましい。また、プロポーザル参加希望者に配布した募集要項や仕様書に「本市及び受託者が合意した場合、3年を限度として1年ごとに契約更新することがある」旨を明記し、複数年契約を見込んで募集を行っている。

前期5の業者は平成29年度、30年度、令和元年度及び令和2年度における本業務について、全ての債務者に対して催告を行い、連絡がない場合は、電話による催告や債務者の資力等状況の把握に努めており、委託対象債権に対する回収金額の割合は平成29年度で約6.3%、平成30年度で約8.3%、令和元年度で約7.0%、令和2年度で約5.6%、令和3年度で8.6%と、

募集要項や仕様書に挙げた次年度契約の要件である2%を上回っており、一定の実績がでている。
よって、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当し、随意契約を行う事が適当である。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1（京都フコク生命四条柳馬場ビル）
富士通 J a p a n 株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
7, 1 0 2, 9 2 0 円
- 7 契約内容
京都市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市が現在、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の適切かつ円滑な運営のために導入している「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム（以下「本システム」という。）」について、令和元年8月23日に本システム再構築業務（令和2年度以降の運用保守業務を含む。）に係るプロポーザルを実施し、参加した富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下「同社」という。）の提案内容が総合的に評価されたことから、同社と契約を締結し、本システムの導入を行った。

本システムについては、同社が保有する母子父子寡婦福祉資金貸付金に係るパッケージシステムを母体とし、本市の要望に合わせて独自にカスタマイズしたシステムであり、著作権等の排他的権利等があることから、同社以外では本システムの保守業務を履行することができない。

また、運用業務においても、本システムへのデータ入力や帳票出力だけではなく、サーバの管理、ネットワーク障害に係る対応、問合せ対応や運用上の問題や課題整理等、本システムに係る専門的知識を有している必要があり、同社以外では履行できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。

なお、同社については令和2年10月1日より富士通 Japan 株式会社に変更が行われている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の通り
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る専用窓口運営業務委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課

3 契約締結日

令和4年6月1日

4 履行期間

令和4年6月1日から令和4年12月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通四条上る笋町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都

6 契約金額（税込み）

19,910,000円

7 契約内容

令和4年6月1日より予算措置された令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、受付及び審査業務の委託を行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を可能な限り早期に支給し、生活支援を行うものである。

即時性と正確性が必要となる本事業の事務については、主な支給要件である児童手当や類似関連する制度に対する理解に加え、本市固有の業務システムを使用した一定期間の実務経験が必要とされる。

本市では、趣旨を同じくし、かつ類似関連する「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」や児童手当等に係る業務について、(株)パソナ パソナ・京都に委託しており、可能な限り早期に対象者への給付を行うという本事業の趣旨を踏まえ、他事業者では受託が困難であり円滑な運営が実施できないことから、競争入札に適さないと判断し、随意契約先として選定したものの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化への移行に係る児童扶養手当システム影響度調査業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和4年9月30日
- 4 履行期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,602,900円
- 7 契約内容
厚生労働省により令和4年8月に公表された児童扶養手当システム標準仕様書について、既存の児童扶養手当システムとの相違点を分析するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在使用しているACOS児童扶養手当システムについては、日本電気株式会社がシステム開発を行っており、他社との競争が成立しないため。
現在使用している児童扶養手当システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、自治体システム標準化への移行に係る影響度を詳細かつ適切に調査するためには、本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社のみにて特定される。そのため他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により日本電気株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市保育人材確保事業
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町 601 番地の 1
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館 3 階 公益社団法人京都市保育園連盟
- 6 契約金額（税込み）
13,240,000円
- 7 契約内容
下記事業の委託
 - (1) 京都市保育人材サポートセンターの設置・運営
 - (2) 保育園就職フェアの開催
 - (3) 潜在保育士再就職支援研修の実施
 - (4) 就業継続支援研修の実施
 - (5) 保育士試験合格者のための実技支援研修の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施にあたっては、市内の保育園等の状況や保育人材に関する動向など保育に関する幅広い知識・情報を有するとともに、京都市だけでなく、保育人材確保の観点から重要となる保育士養成校、ハローワーク等の関係機関と連絡、調整できる関係及び体制を有していることを必要とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市保育園連盟は、京都市内の全民間保育園が加盟する唯一の団体であり、市内の各保育園等の個別の現状や保育内容、保育人材の採用状況及び求人情報等の保育人材確保に関する

る幅広い情報を既に所有しているとともに、保育園等の近況についても速やかに情報を把握できる関係にある。また、これまでから保育士等人材確保検討会議や保育士養成校との懇談会等の取組を通して、上記の関係機関と連携を行い、関係を構築してきており、労働局からは保育人材職業紹介書の登録・許可を得ており、求人・求職者をマッチングできる資格を有している。

さらに、公益社団法人京都市保育園連盟の事務局には複数の常勤職員が勤務し、これまでから保育園等と日常的にやり取りしていることから、連絡、調整など円滑に業務を進めることができる体制を有しているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野雲林院町18-1
医療法人 六合会診療所
- 6 契約金額（税込み）
12,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区間之町通押小路 upper 鍵屋町481
医療法人財団今井会 足立病院
- 6 契約金額（税込み）
29,831,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生東高田町1番地の2
地方独立行政法人京都市立病院機構
- 6 契約金額（税込み）
9,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区本町15丁目749
京都第一赤十字病院
- 6 契約金額（税込み）
10,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院
- 6 契約金額（税込み）
16,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区北野西白梅町6の1
医療法人 林小児科循環器科
- 6 契約金額（税込み）
13,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦柵森町18番地13 京医協ビル2階
公益社団法人京都保健会
- 6 契約金額（税込み）
10,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区川島尻堀町4-1-9
山内医院
- 6 契約金額（税込み）
17,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町根来16
特定医療法人桃仁会
- 6 契約金額（税込み）
10,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市病児・病後児保育事業委託契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草向畑町1-1
独立行政法人国立病院機構 京都医療センター
- 6 契約金額（税込み）
11,031,000円（予定総額）
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階 公益社団法人京都市保育園連盟
- 6 契約金額（税込み）
12,782,407円
- 7 契約内容
保育の質、専門性の向上のため、施設長、保育士、調理員等の保育施設等に勤務する職員に対する研修業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施にあたっては、保育現場における運営の実態を十分に踏まえた、効果ある研修内容とする必要があることに加え、本市からの依頼を受け、保育施設長らの意見調整を行い、速やかに具体的研修内容を決定できる体制を有していることが必要であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市保育園連盟は、保育における分野ごとに、本市保育行政の実情を踏まえた諸課題等について、本市の民間保育施設長により協議する委員会を設置しているなど、本市民間保育施設における保育現場の実態、ニーズにきめ細かく対応し、保育の質向上のための効果的な研修内容・実施方法の詳細等を企画・立案し、迅速に実行できる体制を有している市内唯一の団体であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託（令和4年度）について
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和4年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム
《コンソーシアムの代表企業住所》
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
《コンソーシアムの代表企業名》
富士通 J a p a n 株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
22,768,460円
- 7 契約内容
子ども・子育て支援制度システムの運用支援業務、サーバその他周辺機器の稼働管理、及びパッケージ保守業務等を行う。ただし、本システムの機器等保守業務を除く。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
子ども・子育て支援制度システムは富士通 J a p a n 株式会社が開発するパッケージを基礎とし、本市独自のカスタマイズを加えた上で運用しているが、令和4年度についても、令和3年度に引き続き提供されるパッケージの修正資産に対し、当該カスタマイズを考慮した慎重な適用作業が必要となる。
また、子育て施策の推進に当たり、パッケージの改修に至らないものを含む様々な統計資料を新たに作成することが想定され、これらに遅延なく正確に対応するには、現在のシステムについての十分な知識及び技術に加え、これまでの本市との協議結果や事務運用を踏まえた的確な対応が必要となる。
従って、上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通 J a p a n 株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度幼児教育・保育無償化システム保守運用業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
8,965,000円
- 7 契約内容
幼児教育・保育無償化システムにおいて稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業が主であり、これらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託は、幼児教育・保育無償化システムにおける障害発生時の対応や、保守業務の範囲内でのシステム改修等を行うものであり、これらの業務には本システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。これらの知識を保有する者は当システムの開発業務であるアライドテレシス株式会社に限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度電子申請連携システム保守運用業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
5,203,000円
- 7 契約内容
利用者が電子申請を行うための電子申請連携システムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業が主であり、これらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託は、電子申請連携システムにおける障害発生時の対応や、保守業務の範囲内でのシステム改修等を行うものであり、これらの業務には本システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。これらの知識を保有する者は当システムの開発業務であるアライドテレシス株式会社に限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4～5年度 幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
182,461,400円
（内訳）令和4年度：91,230,700円
令和5年度：91,230,700円
- 7 契約内容
幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務についての業務委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務の内容は、契約の相手方の能力、技術、経験が業務遂行のために大きく影響することから、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、価格以外に事業者の能力、提案を評価することで相手方を選定する必要があり、プロポーザル方式による選定とした。プロポーザルに応募した事業者からプレゼンテーションを受けた結果、効率的な事務の提案や管理責任者等の配置計画等において、高い評価点を獲得した事業者を受託候補者として選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市私立幼稚園PTA連合会家庭教育セミナー委託事業
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区室町通り高辻上る山王町561番地 京都私学会館内
京都市私立幼稚園PTA連合会
- 6 契約金額（税込み）
6,994,000円
- 7 契約内容
家庭教育の振興を図ることを目的として、私立幼稚園の保護者を対象とした家庭教育セミナーなどを委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市私立幼稚園PTA連合会は、公益社団法人京都市私立幼稚園協会加盟園の各单位PTAにより組織されており、相互の連携・協力を図りながら、京都市内の私立幼稚園教育の振興という観点も含め、契約内容を履行できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他